

法第2条

第1号 建築物

ビニールハウスについて

ビニールハウス（土地に定着した工作物で、骨組みを組み、その上部を透明又は半透明のビニール等で覆ったもの）について、下記(1)～(7)のすべてに該当するものは建築物として取り扱わない。

- (1) 農作物、園芸作物又は樹木を育成・栽培するためのものであること。
- (2) 建設地が下記①～④のいずれかに該当すること。
 - ① 農地法第2条第1項に規定される農地。
 - ② 教育機関（大学、高等学校、農業大学校等）の敷地。
 - ③ 農業又は林業試験研究機関の敷地。
 - ④ 都市公園の敷地。
- (3) 骨組みの上部を覆ったビニール等（フィルム状のものに限る。）が容易に取りはずしできるものであること。
- (4) 不特定多数の利用を主たる目的としないこと。
- (5) 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が3,000㎡以下であること。
- (6) 利用形態が単層であること。

※「層」については、人が作業可能な部分を通常の床とみなし判断する。
- (7) 支保材の断面寸法は200mm以下であること。（支保材がラチスの場合は、その上弦材及び下弦材の距離が200mm以下であること。）

<制定年月日>平成24年 9月24日

<改正年月日>平成26年 4月 3日